

岡山県知事 石井正弘 様

2005年11月17日

日本共産党岡山県委員会
委員長 中原 猛
日本共産党県議会議員団
団 長 武田英夫

2006年度予算編成への提案

貴職におかれましては、県民本位の県政推進にご努力されておられることと存じます。

わが党は、これまでも、県の予算編成に向け、「県民こそ県政の主人公」の立場で県民要求をとりまとめ、申し入れを行ってきました。

今年、第3次行財政改革の見直しを踏まえた来年度予算編成となっています。第3次行財政改革の見直しに対するわが党の基本的立場と意見・提案はこの間の議会の場で指摘・要望してきた通りです。そのことも踏まえ、県民から寄せられている切実な要求についてその予算化をはかるよう以下申し入れるものです。

記

【総務部関係】

1. 被災者支援について

- (1)、これからの災害に備え、床上浸水等の住宅の被害調査・認定作業の改善を徹底すること。
、内閣府の『運用指針』に基づき、第1次判定において、床上浸水と判定された住家全てを対象として「第2次判定」を実施すること。
、内閣府の『10.28.通知』を徹底すること。
- (2)、適用対象、所得制限、適用期限、支給金額、支給方法など、被災者の実態に見合った県独自の被災者生活支援制度を創設すること。

2. 災害対策について

- (1)、2004年の台風16号にみられる高波、異常潮位の発生メカニズムを専門家の協力を得て解明し抜本的対策を図ること。
- (2)、市町村の防災計画策定への技術的財政的支援を検討すること。
- (3)、山火事など防災対策としての防災ヘリの位置づけが他県と比較して不十分に見受けられる。対策を強化すること。

3. 第3次行財政改革の見直しにあたっては、公務員数の削減によって、福祉、教育、市町村に対する支援、住民サービスの低下につながるようなことは絶対にしないこと。

4. 私学助成を大幅に増やすこと。

5. 国民保護計画の策定にあたっては、訓練の強要や市町村に対する押し付けをしないこと。

6. 岡山県においても、特別会計の見直しを始めること。

【企画振興部関係】

1. チボリに対する支援計画の見直しにあたっては、新たな、巨額の、長期にわたる、公

金投入は絶対にしないこと。そして、法的整理の実施を真剣に検討すること。

2. 選挙に関連して

- (1)、次の県議選から選挙公報を発行すること。そのための条例を制定すること。
- (2)、在宅投票制度の拡大、点字広報、点字記載の投票用紙の配布、投票時のガイドヘルパーの派遣、投票所のバリアフリー化など障害者の参政権を保障すること。
- (3)、日本語及び日本文を十分理解できない中国残留孤児の方々が選挙権を行使できるように、選挙公報などの中国文への翻訳等に取り組むこと。

【生活環境部関係】

1. 原油価格高騰による便乗値上げなどの実態調査の実施とその体制を確立すること。
2. 一般廃棄物の最終処分に関する広域処理方針を見直すこと。
3. 事故が相次ぐガス化溶融炉によるゴミ（一廃・産廃）焼却施設について、事故原因の究明と事故防止対策を県としての指導を強化すること。
4. コンビナート災害対策を強化すること。
 - 、震度7の地震にも対応できる施設に改善させること。
 - 、多発するコンビナート事故の防止に努め、企業への指導を強化すること。
 - 、LPG 地下備蓄、LNG 基地など危険物集積に対応する防災対策を強化すること。
5. 工場排水の基準をいっそう強化すること。ダイオキシン、ベンゼン、PCB等の有害物質について調査し公表するとともに、必要な対策を講じること。
6. 二酸化窒素は旧環境基準に戻し、固定発生源および移動発生源規制を行うこと。オキシダントの発生を押さえるため、規制を強化すること。
7. 三菱マテリアル、豊島産廃処分施設からの公害・環境調査のための監視体制の強化と測定体制を充実すること。
8. 建設残土に限定せず土壌汚染の原因となる物質などが混入されている恐れのある土砂の一定規模以上の埋立、盛り土、たい積等に対する規制のための条例制定をおこなうこと。
9. 児島湖の浄化対策をすすめること。
10. 合併処理浄化槽に対する県補助を当面30%への復活を行うこと。また補助を大幅に引き上げること。
11. アスベスト対策
 - (1)、国に対して以下の事項を申し入れること。
 - 、建築物解体への助成及び万全な曝露防止対策を実施すること。
 - 、立ち入り調査及び情報公開などで石綿曝露防止対策を徹底すること。
 - (2)、学校など公共施設の石綿に関する実態調査を厳密に実施・公表すること。
12. DV被害者支援のために
 - (1)、医療機関での早期発見、対応が求められており、県独自のマニュアル作成や体制を整備すること。
 - (2)、いわゆる「デートDV」に対する対策をおこなうこと。
 - (3)、被害者の自立支援の施策を充実すること。
 - 、医療、住宅、就職

、特に、ステップハウスを県として設け、民間の力も借りて、被害者が精神的ケアも受け、安心して自立に向かえるよう支援すること。

13. 消費者保護のために

- (1)、消費生活センターの機能強化を
- (2)、深刻化するサラ金・クレジット・商工ローン・ヤミ金被害者救済と、生活再建のための施策の充実を。県としてもヤミ金対策会議が設置され、大きな成果を挙げている。相談窓口を県民局にも設置すること。
- (3)、学校施設などの周辺へのサラ金出店規制・看板規制を行うこと。
- (4)、緊急小口資金の貸付制度の充実をすること。

14. 食の安全確保のための「食品安全基本条例」(仮称)を制定すること。

15. 過疎地域の「交通弱者」対策を緊急に実施すること

- (1)、先進地の情報提供、法制上の問題など専門的支援、市町村の公的などとりくみやボランティアによるとりくみなどへの支援、物的・財政的な支援も含めて対策を強化すること。
- (2)、バス路線についての具体的要望
 - 、中鉄バス路線。倉吉線も含めて、これ以上減らしたり、廃止にならないように。
 - 、蒜山 大阪間のバス路線の復活。これが無理なら、湯原発(現在は午前6時45分)大阪行きに連結する蒜山 湯原便の運行。

【保健福祉部関係】

1. 岡山市と倉敷市の単県医療費補助率を元の2分の1に戻すこと。

2. 乳幼児医療費の無料化制度の対象年齢を通院についても就学前まで引き上げること。また、県外の医療機関で受診した際にも乳幼児医療費の窓口負担をしなくてすむよう手だてを講じること。

3. アスベスト対策

- (1)、国に対して以下の事項を申し入れること。
 - 、石綿によるすべての健康被害者等の保護、救済を目的とした法案を早急に制定すること。
 - 、健康被害の療養補償等は労災保険及び公害健康被害者補償の水準にすること。
 - 、健康診断や治療体制の整備などの石綿健康福祉予防事業を実施すること。
 - 、健康被害者救済は製造・使用等原因企業及び国の責任と費用で行うこと。
 - 、健康被害を生じている従事者(死亡を含む)及び家族、周辺住民を認定し救済すること。
- (2)、希望する県民の健康診断を無条件で実施すること。

4. 介護保険について

- (1)、市町村の保険料・利用料の減免、上乘せ・横出しなどへの県としての支援策を検討すること。
- (2)、基盤整備(施設、在宅両方)の拡充を県としても促進すること。

5. 障害者の共同作業所への助成を増やすこと。精神障害者に対する施策の充実を図ること。

6. 学童保育について

、設置率が全国平均を下回っている現状を一刻も早く解消し、すべての小学校区への設置を進めること。

- 、指導員の身分保障と労働条件の改善を行うことを県の事業として取り組むこと。
- 、就学障害児のための学童保育（放課後・夏休み対策）を進めること。
- 7. 児童虐待対策
 - 、児童相談所や児童養護施設の職員を増やすなど体制をさらに強化すること。
 - 、一時保護所を拡充すること。倉敷児童相談所に一時保護所を設置すること。
- 8. 県として、国に対し難病医療制度の充実を図るよう強くはたらきかけること。
- 9. 建設労働者など、実態が把握されにくい人の健康診断等への公費助成を新設すること。
- 10. 国民健康保険財政への県費助成制度を創設すること。さらに診療報酬審査手数料に対する県費助成は補助率をもとの20%にもどすこと。
- 11. 広域水道企業団計画を見直すこと。

【産業労働部関係】

- 1. 若者の雇用対策をさらに強化すること。
 - 、県の責任で、教育、福祉、医療、防災などの分野の雇用を拡大すること。
 - 、倉敷市へもヤングハローワークを設置するなど、あらゆる雇用問題の相談と解決をはかる窓口機能をさらに充実すること。
 - 、若者向けの公共・公営住宅の建設や家賃補助制度、生活資金貸与、失業中や求職中の保育園入所など若者の経済的自立への援助をすすめること。
- 2. 違法なサービス残業を根絶するための施策をつよめること。
- 3. 福島県のように大型店出店規制条例を制定すること。
- 4. 原油価格高騰によって経営に打撃を受けている、ハウス農家などの農業者や漁業者、運送業者などへの支援を検討すること。
- 5. 玉島人工島に自動車リサイクル法に基づくりサイクル工場の設置など、エコタウン化しないこと。
- 6. 同和団体への「事実上の団体補助制度」を廃止すること。差別の固定化につながる部落解放基本法の制定や関連する条例の制定に対しては反対すること。「同和教育」の名による部落問題の別枠、特殊化教育、啓発を許さず、憲法と教育基本法に基づき民主主義教育を保障すること。同和地区「児童・生徒の基礎調査」は、ただちに中止すること。「同和」の名称を使用しないこと。

【農林水産部関係】

- 1. 学校給食での米飯給食への支援をはじめ米の消費拡大をめざす取り組みを強めるとともに、公共の分野から地産地消を促進すること。
- 2. 風倒木対策を急ぎ、森林の復旧をすすめること。
- 3. 中山間地農村を守るため、産直運動への支援を強化すること。
 - (1)、以下の項目について、情報提供とともに具体的な支援策を実施すること。
 - 、通年にわたる安定した消費者を確保し、販路を拡大することへの支援
 - 、やりがいを支える価格維持への支援
 - 、安定した運搬確保への支援

、付加価値を高めるために必要な「加工場」づくりへの支援

(2)、小口の融資制度を創設すること。

4．足守川パイプライン化事業は中止すること。

5．農業用廃ビニールの回収料金への助成をおこなうこと。

【土木部関係】

1．県営工事地元市町村負担金を引き下げること。また、条例・根拠のない県事業の負担金押し付けをやめること。

2．公共施設や民間住宅を含む建築物の耐震化推進のため、耐震調査に対する県独自の補助制度を設けること。また国に対して耐震調査への補助金制度の拡充と補強工事の予算の増額を求めること。

3．大半の住民の反対を無視して強行している倉敷駅周辺第二土地区画整理事業を前提とした、倉敷駅付近連続立体交差事業は、見直しを行うこと。

4．JR駅のバリアフリー化をすすめること。

、新倉敷駅の橋上駅自由通路から1階出入口へのエレベーター設置

、倉敷駅・新倉敷駅の在来線プラットホームから出札口へのエレベーター等設置など

5．県営住宅の建設、建て替えを積極的にすすめること。単身者、高齢者、障害者向け住宅を増やすこと。

6．玉島陶奥池南の土地改良区財産の使用許可を適正化すること。

【教育委員会関係】

1．30人学級を実現すること。

2．学校の耐震化を急ぐこと。

3．養護教諭の複数配置の基準を緩和すること。カウンセラーの配置を行い、子どもの心にそった教育の充実をはかること。

4．希望するすべての子どもたちが「聞こえ」「言葉」「情緒」の通級指導教室の指導が受けられるようにするため、教員の加配を行うこと。特殊学級の教員の増員と、複数担任制の導入をはかること。

5．不登校・引きこもり対策

、県下すべての民間の力を集めた子育て・教育相談のネットワークづくりへの支援をおこなうこと。

、引きこもりの本人と家族の相談窓口を開設すること。また、支援体制を民間と協力して確立すること。

、スクールカウンセラーの全校配置をすすめること。

、不登校の子どもたちの学習や自立を支援するフリースクールなど民間施設への公的援助をすすめること。

、「親の会」への支援を拡充すること。（会場提供や広報の支援、運営費への補助など）

6．県西部に県立の養護学校を新設すること。

7．大廻小廻山城跡の史跡指定と指定後の公有化、環境整備について、県としての支援策を講じ

ること。

【公安委員会関係】

1. 岡山市平井5丁目、2丁目、3丁目の結節点（平井後援会事務所前）に信号機を設置すること。
2. 県道上芳賀 岡山線、芳賀佐山県住付近に信号機を設置すること。
3. 倉敷市花の街コンビニ東の交差点に信号を設置すること。
4. 三田五軒屋線旭化成交差点信号の改良を行うこと。（通学児童横断の安全対策）
5. 大高街道（県道福田老松線）の中央分離線を取り除き、路側帯を引くこと。
6. 倉敷市小町トンネル北口横断歩道に信号機を設置するなど、交差点改良をすすめること。
7. 国道429平田信号を南に曲がった旧山陽道との交差点の改善。一時停止表示がわかりにくく事故が多発しているので安全対策を行うこと。
8. 玉島人工島について
 - ・高崎堤防線へ進入する超大型車の進入規制を実施すること。
 - ・超大型車の玉島港線進入を規制すること。
9. 県道（市場～川辺線）岡田地内真備東中学校出入口に信号機を設置すること。
10. 瀬戸駅への進入路を一方通行にすること。
11. 柵原・藤原地区（戸板組裏）に信号機を設置すること。
12. 新庄村の野登呂トンネルの冬季の安全対策を実施すること。

以上